

令和7年度宮城県産ホヤ・カキ等海外販路開拓事業 業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度宮城県産ホヤ・カキ等海外販路開拓事業業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月16日（月）まで

3 業務の目的

- ・本県の水産業は、東日本大震災による壊滅的な被害を受け、その後の原発事故及びALPS処理水の海洋放出に伴う禁輸措置による販路減少など依然として厳しい状況が続いている。
- ・水産物特に生産量全国第一位のホヤ、生産量全国第二位のカキを輸出品目として設定し、東南アジアや北米の飲食店におけるフェアを通じて販路開拓に取り組んできたところである。
- ・近年では海洋変動による県内養殖水産物のへい死等被害が発生するなど、本県水産物の輸出を取り巻く環境は変化しており、課題解決とともに販路開拓等を支援していく必要がある。
- ・ホヤ・カキ等の海外販路の開拓と拡大を図ることを目的に、本業務を実施するもの。

4 成果指標

受注者は、下記の具体的な成果指標の達成に向けた業務の展開を図ること。

成果指標	数値目標
ホヤ・カキ等県産水産物（加工品含む）の輸出総額※	65,000千円以上

※へい死等被害の状況を踏まえ、個別の数値目標は設定しないが、ホヤ・カキの輸出は必須とし、輸出総額の50%以上となるよう努めること。

5 業務委託の内容

受託者の持つ販路等を最大限に活用し、成果目標の達成に向けて実現可能性の高い提案を行い、実施すること。

なお、対象国・地域はこれまでの事業成果から、アジア圏（シンガポール、タイ、ベトナム、マレーシア、台湾）、北米（米国、メキシコ）とする。

(1) 商談会・バイヤー招へい等の実施

ホヤ・カキ等県産水産物の輸出が継続して行われているアジア圏のバイヤーとの更なる関係強化を図り、安定的な商流構築に繋げるため、アジア圏における商談会もしくはバイヤー招へい等を実施すること。

イ 実施方法・時期・回数は提案によるものとする。なお、商談会はオンライン形式も可能とする。

ロ 対象国・地域を3か所以上選定し実施すること。

ハ 参加者はバイヤーの他、現地レストランオーナーやシェフ等の合計10名以上とすること。

ニ 県内の生産者や加工事業者等1社以上と連携して開催すること。

(2) 現地小売店・飲食店におけるフェアの実施

ホヤ・カキ等県産水産物の理解促進と成約実績に繋げるため、アジア圏及び北米の小売店や飲食店と連携したフェアを実施すること。

イ 5か国・地域以上の小売店・飲食店（合計15店舗以上）において、フェアを実施すること。

ロ 一定期間（2週間以上）販売PRを実施すること。なお、実施方法・時期は提案によるものとする。

- ハ 実施店舗のうち2店舗以上において、宮城県が令和5年12月に「宮城県産品の海外への販路開拓等に関する包括連携協定」を締結した株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスが運営する海外小売店でのフェアの開催を検討すること。
- ニ 令和4年度から広島県と協力して、輸出先国で県産品のプロモーションを行っていることから、実施店舗のうち1店舗以上において、広島県と連携したプロモーションを実施すること。
- ホ 現地消費者のニーズを踏まえ、県産ホヤ・カキを使用したメニューを各3商品以上開発し、フェア実施店舗への提案を行うこと。
- ヘ 現地小売店及び飲食店からの評価及び購買データ等の収集、分析を行うこと。

(3) 輸出拡大に向けた体制・環境整備の実施

海外ニーズに対応した品質の改善や、輸出拡大に向けた新しい技術の導入推進など、県産ホヤ・カキの輸出生産体制の強化や、新たに輸出に取り組む事業者の増加に向け、県内事業者に対する必要な支援を行うこと。

- イ 輸出意欲向上と理解醸成のため、県内の生産者や加工事業者、関係団体等30名以上を対象としたセミナーや勉強会等を1回以上開催すること。
- ハ 県内事業者2社以上に対する支援を行い、輸出事業の新規参入を促すこと。

(4) 海外ニーズに対応したPR資材等の作成

県産ホヤ・カキの栄養価・安全性・高品質といった特徴を活かし、海外ニーズにも対応したPR資材及びパッケージデザイン等を作成すること。

- イ 県内事業者3社以上合計5商品以上を対象とすること。

(5) 企画設計・調整

- イ 本業務全体の計画書及びスケジュールを作成すること。
- ロ 本業務全体を適切に進行管理するための運営体制を整備し、明示すること。
- ハ 事前準備から商談会実施までのスケジュール調整、輸出事業者等との連絡調整、会場設営（会場の確保、装飾や案内板の設置・撤収等）進行管理まで、本事業全ての運営業務を行うこと。
- ニ 本事業に関する輸出事業者等からの問合せや要望に対応すること。
- ホ 全体の企画運営に際し、発注者と十分な連携をしながら実施すること。

(6) その他事業に関わること

- イ 委託者への中間報告
委託者に対して、事業の進捗や調整状況について、中間報告を2回程度実施すること。
- ロ 再委託について
委託業務を一括して第三者に再委託することはできない。ただし、効率的・効果的に業務を実施するために必要がある場合は、県と協議の上、業務の一部を再委託することができる。
- ハ 仕様の変更について
受託者は、やむを得ない事情が発生した場合や事業目的を達成するために、より効率的・効果的な手法がある場合等は、本仕様書の変更について県と協議することができる。
- ニ その他、委託業務に関連し必要と認められる事務を行うこと。

6 成果物

本業務の成果物として、発注者が別途指定する期日までに以下のものを提出すること。
なお、資料は電子データで提出すること。

(1) 実績報告書

本事業で実施した内容及び結果をまとめるとともに、実施結果から事業効果を分析すること。

(2) 開催記録等

実施した事業に関する記録（プロモーション内容（会場詳細や参加者情報、開催状況写真、配信データ情報や収集データ等）を整理してまとめること。